



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人中条地区住民自治協議会
- 3 代表者の氏名
上條 勇夫
- 4 主たる事務所の所在地
長野市中条2549番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市中条の区域（以下「地区」という。）において、地区に居住する住民及び地区で活動する事業所並びに団体等の生活環境の保持・改善、文化・芸能の伝承及び地域福祉の向上を図るとともに、住民相互の交流と親睦を深め、豊かで住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、縦覧に供します。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア軽井沢店
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成28年11月21日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により松本市から聴取した意見
 - (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯については、「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱第12 深夜営業等の静穏の保持」における内容を遵守すること。
 - (2) 周辺地域の生活環境への影響等について配慮すること。
- 5 意見書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県佐久地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成28年12月26日から平成29年1月26日まで

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営栄地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農山村復興基盤総合整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成25年7月8日
- 3 工事の完了年月日
平成28年11月30日

農地整備課

公告

県営中井筋地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事着手年月日
平成25年4月1日
- 3 工事完了年月日
平成27年3月5日

農地整備課

公告

県営駒ヶ根地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業（旧県営ため池等整備事業）
- 2 工事着手年月日
平成24年2月8日
- 3 工事完了年月日
平成28年3月25日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月26日

長野県佐久地方事務所長 佐藤 則之

1 許可番号
平成28年12月1日 長野県佐久地方事務所指令28佐地建第27-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字発地字宮前1875-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町大字発地2173-2
古屋 正和、古屋 善史

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成28年12月26日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

1 許可番号
平成28年12月19日 長野県諏訪地方事務所指令28諏地建第75-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
諏訪郡下諏訪町字福ノ神101-17、101-18、字矢木西102-1、102-3、102-4、102-8、103-9、103-10、103-11、104-7、105-2、105-3、105-4、105-5、105-6、105-7、105-8、105-9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
諏訪郡下諏訪町101-8
有限会社中村産業 代表取締役 中村 洋

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月26日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

1 許可番号
平成28年10月31日 長野県指令28都第30-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字洗馬2444-1、2445-1、2445-2、2446-1の内、2446-2の内、2447-2の内、2448-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字宗賀2877
有限会社テスコ 代表取締役 高木 優治

都市・まちづくり課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年12月26日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

1 指定番号 諏訪第1020号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年12月19日

4 指定道路の位置 諏訪郡下諏訪町字蟹河原5614-19、5635-2

5 指定道路の延長 30.04メートル

6 指定道路の幅員 4.43メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年12月26日

長野県上伊那地方事務所長 堀田 文雄

1 指定番号 上伊那第573号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年12月5日

4 指定道路の位置 伊那市境1155-3

5 指定道路の延長 35.00メートル

6 指定道路の幅員 4.04メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年12月26日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

1 指定番号 松本第327号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年12月12日

4 指定道路の位置 安曇野市豊科5890-1

5 指定道路の延長 22.05メートル

6 指定道路の幅員 4.16メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年12月26日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

1 指定番号 長野第845号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年12月13日

4 指定道路の位置 須坂市大字須坂字金井原1471-29、1471-33、1471-34

5 指定道路の延長 35.00メートル

6 指定道路の幅員 4.79メートル

建築住宅課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年12月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成29年 2月19日 (日)	午前10時から 午後6時まで	長野会場	長野市大字安茂里 1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年12月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成29年 2月8日 (水)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
平成29年 2月15日 (水)	午後1時から 午後4時まで	大町会場	大町市大町1601番地 2 大町市文化会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課